

常磐大学学則

制 定 1983年1月17日 認可日
最近改正 2024年9月26日 理事会

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 学部、学科、学生定員および就業年限（第2条～第3条の2）
- 第3章 学年、学期および休業日（第4条～第7条）
- 第4章 入学、休学、退学、転学および除籍（第8条～第22条の2）
- 第5章 教育課程および履修方法等（第23条～第31条）
- 第6章 卒業および学士号（第32条・第33条）
- 第7章 授業料その他の費用（第34条～第40条）
- 第8章 教員組織（第41条・第42条）
- 第9章 教授会（第43条～第45条）
- 第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生および外国人学生（第46条～第48条）
- 第11章 賞罰（第49条～第50条）
- 第12章 公開講座（第51条）
- 第13章 研究および教育施設（第52条）
- 第14章 厚生および補導施設（第53条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 常磐大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）ならびに法人建学の精神に則り、学際的な協力によって専門の学術を研究教授し、広い視野を持ち、創造的な知性と豊かな人間性を備えた真摯な人材を養成することを目的とする。

(自己点検および評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

② 前項の点検および評価の方法等については、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員および修業年限

(学部・学科および学生定員)

第2条 本学に次の学部を置く。

1 人間科学部

2 総合政策学部

3 看護学部

② 前項の学部に置く学科の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3学年編 入学定員	収容定員
人間科学部	心理学科	90名	0名	360名
	教育学科	初等教育コース	50名	2名
		中等教育コース	16名	2名
	現代社会学科	90名	0名	360名
	コミュニケーション学科	70名	0名	280名
	健康栄養学科	80名	0名	320名
総合政策学部	経営学科	85名	0名	340名
	法律行政学科	75名	0名	300名
	総合政策学科	85名	0名	340名
看護学部	看護学科	80名	0名	320名

(学部の教育研究上の目的)

第2条の2 各学部における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

1 人間科学部

(1) 広い視野と豊かな人間性を備え、国際化する社会の各分野で活動してその進展と福祉の増進に貢献できる人材を養成する。

(2) 人間および人間の福祉の増進に関する学際的および総合的な教育研究を行う。

2 総合政策学部

(1) 学際的・総合的な観点から、現代の社会が直面する諸問題に取り組み、その具体的な解決策を提示することのできる実践的能力を備えた人材を養成する。

(2) 幅広い観点からの知識を蓄え、現代の社会が直面する諸問題を俯瞰し正当に評価できること、および具体的な解決策を導き提言・提案することに関する実践的な能力の涵養に重点を置いた教育研究を行う。

3 看護学部

(1) 生命と人間の尊厳を尊重する倫理的態度を基盤として、人々の多様な健康ニーズに対応できる柔軟な思考とグローバルな視野を持ち、健康と生活の質の保持増進に貢献するとともに、主体的に行動し問題解決できる専門的な知識と実践的な技術を有し、生涯にわたり現状を改善できる姿勢を持った看護系人材を養成する。

(2) 現代の保健・医療・福祉・教育等の課題を理解し、人々の健康な生活の保持増進に関する実践的能力の涵養に重点を置いた教育研究を行う。

(学科の教育研究上の目的)

第2条の3 人間科学部に置く学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

1 心理学科

(1) 人間の様々な心理的過程およびメカニズムを理解し、それを駆使して人間のより良い社会的適応および能力の発揮に寄与することのできる人材を養成する。

(2) 人間の基本的な心理的過程およびそれらが複合して起こる諸行動、人間関係に見られる諸現象、さらに不適応行動、問題行動および病理等の理解およびその解決、ならびに諸能力の発揮等の方略に関する科学的な理解を深め、それらを実践的に生かすことのできる力を身に付けさせるための教育研究を行う。

2 教育学科初等教育コース

(1) 就学前教育の重要性を踏まえた初等教育の意義を理解し、人間のより良い成長および発達を支援するための基礎的な知識と実践力を身につけ、信頼される有為な資質および能力を備えた教員を養成する。

(2) 就学前教育および初等教育における理論ならびに実践の統合に向けた教育研究を行う。

3 教育学科中等教育コース

(1) 中等教育段階の生徒の成長および発達の深い理解の上に、優れた専門の学術および技能を身に付けた豊かな識見ならびに信頼される有為な資質および新しい教育課題に適切に対応できる力を備えた教員を養成する。

(2) 中学校教育および高等学校教育の一貫した中等教育の学校教育制度の理念を志向した、理論および実践の統合に向けた教育研究を行う。

4 現代社会学科

(1) 社会学的な観点から、人間が生きる世界の仕組みや人々が幸せに生きることができる仕組みを学び、変動する現代社会の中で生き抜く力を備え、福祉社会を創造することのできる人材を養成する。

(2) 実証性を重視し、常に現実の中から問題を発見し、その解決および改善を考えていくことができる能力を取得させるための教育研究を行う。

5 コミュニケーション学科

(1) 社会の中で豊かな人間関係を築く能力（ヒューマン・リテラシー）および最新の情報環境のもとで情報を活用し創造する能力（ICTリテラシー）、ならびに国際化する社会で活躍できる英語コミュニケーション能力を備えた人材を養成する。

(2) 人間関係および社会の成立に不可欠なコミュニケーション、多様な文化や考え

方、英語の構造、国際コミュニケーション手段としての英語について、科学的に探求するための教育研究を行う。

6 健康栄養学科

- (1) 人間の健康管理および生命管理を基礎的に担う栄養と食物の在り方について、豊かな教養および知識を備えた人材を養成する。
- (2) コ・メディカルの一員としての役割を発揮できる専門的知識および実践的能力を持てるよう教育研究を行う。

② 総合政策学部に置く学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

1 経営学科

- (1) 経営（マネジメント）の観点から、グローバル社会において企業等が直面している諸問題に取り組み、その具体的な解決策を提示できる能力を備えた人材を養成する。
- (2) 企業活動の多様化・複雑化を踏まえ幅広い教養を基礎として、経営・マネジメント、商業・マーケティングおよび財務・会計の戦略的な実践能力の涵養に向けた教育研究を行う。

2 法律行政学科

- (1) リーガルマインドを基礎とし、正義感を身につけて、主として安全・安心な社会の実現のために活動している諸機関において活躍できる人材を養成する。
- (2) 多様な法制度を基礎として、更にリーガルマインドの形成に必要な法制度の理解を深め、学んだ知識を実社会において活用できる能力の涵養に向けた教育研究を行う。

3 総合政策学科

- (1) 学際的・総合的観点から、主として地域の官民の諸機関において、地域社会が現在直面している諸問題に取り組み、その具体的な解決策を提示することのできる人材を養成する。
- (2) 地域社会が現在直面している諸問題を政治経済の基礎的側面から理解し、更に各分野の政策を掘り下げ、諸問題についての政策提言などができる能力の涵養に向けた教育研究を行う。

③ 看護学部に置く学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

1 看護学科

- (1) 保健・医療・福祉・教育の視点から、専門職間協働の精神を持ち、地域の人々が直面する健康課題の解決に貢献できる人材を養成する。
- (2) 現代における医療・看護等の仕組みと社会の健康に関する諸問題を理解し、その解決および改善に向けた実践能力を持てるよう教育研究を行う。

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、第24条に定める要件に該当する場合には、卒業を認めることができる。

(在学期限)

第3条の2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

- ② 第14条、第14条の2および第15条の規定により入学した者、ならびに第22条の2の規定により復籍した者は、それぞれ第14条第3項、第14条の2第3項、第15条第2項および第22条の2第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 1 春セメスター 4月1日から9月23日まで
- 2 秋セメスター 9月24日から翌年3月31日まで

- ② 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、春セメスターの終期および秋セメスターの始期を変更することができる。

(休業日)

第6条 学年中の休業日を次のとおり定める。

- 1 日曜日
- 2 土曜日
- 3 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 4 創立記念日（1月25日）
- 5 春季休業日（3月1日から3月31日まで。）
- 6 夏季休業日（8月1日から9月23日まで。）
- 7 冬季休業日（12月23日から翌年1月7日まで。）

- ② 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更し、もしくは休業日としないことができる。

(授業日数)

第7条 授業日数は、定期試験等の日数を含め、年間35週を下らないものとする。

第4章 入学、休学、退学、転学および除籍

(入学の時期)

第8条 本学の入学は、毎学年のはじめとする。ただし、再入学および復籍については、各セメスターのはじめとする。

(入学することのできる者)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 7 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 8 本学における個別の入学資格審査を経て、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

② 入学志願手続の時期、方法、書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 本学は入学志願者に対し試験を行い、教授会の議を経て、学長は合格者を決定する。

② 入学選考において合格に影響を与えるような重大な事情があった場合は、合格を取り消すことができる。

③ 入学者の選考方法については、別に定める。

(入学手続)

第12条 入学選考の結果合格した者は、指定の期日までに、所定の費用を添えて、誓約書、保証書その他所定の書類を提出しなければならない。

② 入学手続の時期、方法、書類等については、別に定める。

(入学許可)

第13条 入学手続を完了した者に対し、学長は入学を許可する。

(保証人)

第13条の2 保証人は、父母または独立の生計を営む成人の者で、学生の在学中、その一身に関する事項について、一切の責めに任ずる者でなければならない。

② 保証人が、死亡その他の理由により資格を失ったときは、直ちに新保証人を立て、学長に届け出なければならない。

(住所等の変更)

第13条の3 学生または保証人が、住所または氏名を変更したときは、その旨を学長に届け出なければならない。

(編入学)

第14条 本学の第3学年に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 学士号を有する者

2 他の大学または外国の大学（いざれも短期大学を除く）に2年以上在学し、本学が別に定める単位を修得した者。ただし、編入学を願い出る時点において当該大学に在学する者を除く。

3 短期大学（外国の短期大学および、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校を含む）を卒業した者

4 高等専門学校を卒業した者

5 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者。ただし、第9条の各号のいずれかを満たす者に限る。

6 文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校（中等教育学校の後期課程および特別支援学校を含む）の専攻科の課程を修了した者。ただし、第9条の各号のいずれかを満たす者に限る。

7 前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者

② 編入学は、第2条により第3学年編入学定員を定めている場合または欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が決定し、所定の手続を済ませたのち許可する。

③ 編入学する者の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

④ 編入学に必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第14条の2 本学に転入学できる者は、第9条の各号のいずれかに該当し、転入学を願い出る時点において他の大学または外国の大学（いざれも短期大学を除く）に在学する者とする。ただし、当該大学の承認を受けた者に限る。

② 転入学は、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が決定し、所定の手続を

済ませたのち許可する。

③ 転入学する者の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

④ 転入学に必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第15条 本学を願い出により退学した者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が再入学を決定し、所定の手続を済ませたのち許可する。

② 再入学する者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

③ 再入学に必要な事項は、別に定める。

(転部、転科および転専攻)

第16条 転部、転科および転専攻を願い出た学生については、選考の上、教授会の議を経て学長が許可する。

(休学)

第17条 病気またはやむを得ない事由により引き続き3ヵ月以上就学困難な者は、学長に休学を願い出ることができる。

② 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合には、願い出により、更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

③ 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

④ 休学に必要な事項は、別に定める。

(復学)

第18条 休学期間が満了し、または休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするとときは、学長に復学を願い出なければならない。

② 復学に必要な事項は、別に定める。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その理由を記して学長に退学を願い出なければならぬ。

② 退学に必要な事項は、別に定める。

(転学)

第20条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を記して、学長に転学を願い出なければならない。

② 転学に必要な事項は、別に定める。

(留学)

第21条 外国の大学または短期大学に留学しようとする者は、学長に願い出なければならない

ない。

- ② 前項により許可を経て留学した期間は、第32条に定める在学期間に含めることができる。
- ③ 第1項に規定する留学については、第30条の規定を準用する。
(除籍)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 1 第3条の2に定める在学年限を超えた者
- 2 第17条に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- 3 死亡または行方不明の者
- 4 指定の期日までに所定の費用の納付を怠り、その督促を受けてもなおこれを納入しない者

- ② 除籍に必要な事項は、別に定める。

(復籍)

第22条の2 前条第1項第4号の定めによって除籍された者が、復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が復籍を決定し、所定の手続を済ませたのち許可する。

- ② 復籍する者の既に取得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数について、教授会の議を経て、学長が決定する。
- ③ 復籍に必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程および履修方法等

(授業科目および単位数)

第23条 各学部における授業科目および単位数は、次のとおりとする。

- 1 人間科学部
 - (1) 人間科学部共通科目は、別表1
 - (2) 心理学科における学科専攻科目および卒業研究は、別表2
 - (3) 教育学科初等教育コースにおける学科共通科目、初等教育コース科目および卒業研究は、別表3—1
 - (4) 教育学科中等教育コースにおける学科共通科目、中等教育コース科目および卒業研究は、別表3—2
 - (5) 現代社会学科における学科専攻科目および卒業研究は、別表4
 - (6) コミュニケーション学科における学科専攻科目および卒業研究は、別表5
 - (7) 健康栄養学科における学科基本科目、学科専攻科目および卒業研究は、別表6
- 2 総合政策学部
 - (1) 総合政策学部共通科目は、別表7
 - (2) 経営学科における学科専攻科目および卒業研究は、別表8

- (3) 法律行政学科における学科専攻科目および卒業研究は、別表9
- (4) 総合政策学科における学科専攻科目および卒業研究は、別表10

3 看護学部

- (1) 看護学部共通科目は、別表11
 - (2) 看護学科における学科専攻科目は、別表12
- (留学生対象科目)

第23条の2 前条に定める授業科目のほか、本学に留学生対象科目を別表13のとおり置く。

(授業の方法)

第23条の3 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

- ② 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- ③ 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は、所定の修業年限を在学し、次に掲げる単位を修得しなければならない。

1 人間科学部

- (1) 心理学科 124単位以上
- (2) 教育学科初等教育コース 124単位以上
- (3) 教育学科中等教育コース 124単位以上
- (4) 現代社会学科 124単位以上
- (5) コミュニケーション学科 124単位以上
- (6) 健康栄養学科 140単位以上

2 総合政策学部

- (1) 経営学科 124単位以上
- (2) 法律行政学科 124単位以上
- (3) 総合政策学科 124単位以上

3 看護学部

- (1) 看護学科 126単位以上
- ② 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

- ③ 前2項に規定するもののほか、卒業に必要な単位の修得に関する事項は、別に定める。

(資格の取得)

第25条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目および単位を修得しなければならない。

- ② 本学において司書教諭の資格を得ようとする者は、前条および前項に定めるもののほか、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第4項ならびに学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）第3条第2項に定める科目および単位を修得しなければならない。
- ③ 本学において司書の資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）第1条に基づき本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。
- ④ 削除
- ⑤ 削除
- ⑥ 本学において栄養士の免許を得ようとする者は、前条のほか、栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）第9条に基づき本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。
- ⑦ 本学において食品衛生管理者および食品衛生監視員の資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、食品衛生法施行規則（昭和23年7月13日厚生省令第23号）第50条に基づき本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。
- ⑧ 本学において取得できる免許および資格の種類は、次のとおりである。

人間科学部	[心理学科・教育学科・現代社会学科・コミュニケーション学科共通] 司書 [教育学科初等教育コース] 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 司書教諭 [教育学科中等教育コース] 中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 司書教諭
-------	---

	<p>[現代社会学科]</p> <p>中学校教諭一種免許状（社会）</p> <p>高等学校教諭一種免許状（公民）</p> <p>司書教諭</p> <p>[コミュニケーション学科]</p> <p>中学校教諭一種免許状（英語）</p> <p>高等学校教諭一種免許状（英語）</p> <p>司書教諭</p> <p>[健康栄養学科]</p> <p>栄養教諭一種免許状</p> <p>栄養士</p> <p>食品衛生管理者</p> <p>食品衛生監視員</p>
総合政策学部	<p>[経営学科・法律行政学科・総合政策学科共通]</p> <p>司書、司書教諭</p> <p>[経営学科]</p> <p>高等学校教諭一種免許状（商業）</p> <p>[法律行政学科]</p> <p>高等学校教諭一種免許状（公民）</p> <p>[総合政策学科]</p> <p>高等学校教諭一種免許状（公民）</p>
看護学部	<p>[看護学科]</p> <p>養護教諭一種免許状</p>

- ⑨ 削除
- ⑩ 本学において管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）第2条に基づき本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。
- ⑪ 本学において保健師国家試験の受験資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）第2条に基づき本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。
- ⑫ 本学において看護師国家試験の受験資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）第4条に基づき本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。

⑯ 本学を卒業した後に、公認心理師試験の受験資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、公認心理師法（平成27年法律第68号）に基づき本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。

（免許等に関する専門科目）

第26条 第23条に定める授業科目のほか、本学に次の免許等に関する科目を置く。

- 1 教職関連科目は、別表14
- 2 司書教諭関連科目は、別表15
- 3 司書関連科目は、別表16
- 4 別表17 削除
- 5 別表18 削除

（単位の計算方法）

第27条 授業科目に関する単位数は、1単位当たり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によって計算する。

- 1 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行う授業をもって1単位とする。
 - 2 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で行う授業をもって1単位とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（履修の方法）

第28条 第23条および第23条の2に定める授業科目は必修科目、選択科目および自由科目とし、履修方法について必要な事項は、別に定める。

（履修科目の登録の上限）

第28条の2 1年間に履修登録できる授業科目の単位数は、49単位を超えることはできない。

- ② 当該学部の教授会が必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

（単位取得の認定）

第29条 授業科目の履修を修了した者には、認定の上、単位を与える。

- ② 単位の認定は、原則として定期試験による。
- ③ 単位取得認定の方法について必要な事項は、別に定める。

（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

② 前項に規定する本学の定めるところとは、次のものをいう。

- 1 他の大学または短期大学との協議に基づくもの
- 2 学生が行う他の大学または短期大学における科目等履修生

③ 前2項に規定するもののほか、他の大学または短期大学との協議に関する規則は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

② 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

③ 前2項に規定するもののほか、大学以外の教育施設等における学修に関する規則は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

② 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

③ 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項および前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

④ 前3項に規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関する規則は、別に定める。

(学習の評価)

第31条 成績は、S、A、B、CまたはDをもって表し、S、A、BおよびCを合格とする。

② 成績評価の基準については、別に定める。

第6章 卒業および学士号

(卒業の認定)

第32条 本学に4年以上在学し、第24条に定める単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

- ② 第14条、第14条の2および第15条の規定により入学した者、ならびに第22条の2の規定により復籍した者については、それぞれ第14条第3項、第14条の2第3項、第15条第2項および第22条の2第2項により定められた在学すべき年数在学し、第24条に定める単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、第24条に定める単位を修得し、別に定める基準に基づいて、特に優秀な成績を修めたと認定された者に対し、教授会の議を経て、学長は第3条第2項に規定する卒業を認めることができる。

(学位)

第33条 卒業を認定された者に対し、学長は、次の学位を授与する。

- 1 人間科学部 学士（人間科学）
- 2 総合政策学部 学士（総合政策学）
- 3 看護学部 学士（看護学）

- ② 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を明記するものとする。

第7章 授業料その他の費用

(入学検定料)

第34条 本学に入学を志望する者は、入学検定料を納入しなければならない。

- ② 編入学、転入学、再入学および復籍を志望する者についても、前項による。
- ③ 入学検定料の取扱いは、別に定める。

(入学金)

第35条 本学の入学金は、別表19に規定するとおりとする。

- ② 編入学者、転入学者および再入学者の入学金は、別に定める。
- ③ 入学金の取扱いは、別に定める。

(授業料)

第36条 授業料は、別表19に規定するとおりとする。

- ② 授業料の取扱いは、別に定める。

(その他の費用)

第37条 実験実習費および施設拡充費は、別表19に規定するとおりとする。

- ② 実験実習費および施設拡充費の取扱いは、別に定める。

(休学の場合の費用)

第38条 第17条の規定により許可を受けた者は、当該学期の休学在籍料を納入するものと

し、休学期間中は授業料および前条に規定する費用を免除する。

② 休学在籍料の取扱いは、別に定める。

(退学、転学等の場合の費用)

第39条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者も本章に定める費用を全納しなければならない。

(編入学、転入学、再入学、復籍等の場合の費用)

第39条の2 編入学、転入学、再入学または復籍を許可された者の授業料およびその他の費用の取扱いは、別に定める。

(納入金の不還付)

第40条 既に納入した本章に定める費用は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、やむを得ない理由により、所定の手続に則り、入学辞退届を提出した場合は、入学金を除く授業料その他の納付金を返還するものとする。

第8章 教職員組織

(教職員)

第41条 本学に次の教職員を置く。

- 1 学長、副学長
- 2 学部長
- 3 教授、准教授、専任講師、助教
- 4 助手
- 5 事務職員
- 6 その他の職員

(細則への委任)

第42条 職員の組織および業務分掌については、別に定める。

第9章 教授会

(教授会の構成)

第43条 本学の各学部に教授会を置く。

- ② 教授会は、学部長、専任の教授、准教授、専任講師および助教をもって組織する。
- ③ 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

(審議事項)

第44条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 1 学生の入学、卒業および課程の修了
- 2 学位の授与
- 3 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く

ことが必要なものとして学長が定めるもの

- ② 教授会は前項に規定するもののほか、学長および学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ意見を述べることができる。
- （合同教授会）

第45条 学長は、特に必要と認めたときは、合同教授会を招集することができる。

- ② 教授会および合同教授会に関する事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生および外国人学生

（科目等履修生）

第46条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうちのいずれかまたは複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、学長は本学の授業および研究に妨げのない限り、選考の上科目等履修生として在籍を許可することができる。

- ② 科目等履修生が履修した授業科目については、第29条の規定を準用し、所定の単位を与える。
- ③ 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関する規則は、別に定める。

（特別聴講学生）

第46条の2 他の大学または短期大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は当該他の大学または短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として在籍を許可することができる。

- ② 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

（研究生）

第47条 本学の学部において特定分野について研究することを志願する者があるときは、当該学部の研究および教育に支障のない限り、教授会の議を経て、学長が在籍を許可する。

- ② 在籍期間は1年とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を更新することができる。
- ③ 研究生につき必要な事項は、別に定める。

（外国人学生）

第48条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、学長が許可する。

- ② 外国人学生につき必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

（表彰）

第49条 学長は、本学学生にして表彰に値する行為のあったときは、教授会の議を経て表

彰することができる。

(懲戒)

第50条 建学の精神および本学教育の趣旨に背き、学生の本分に反する行為のある学生に対して学長は、教授会の議を経て懲戒することができる。

- ② 懲戒は、譴責、停学および退学とする。
- ③ 懲戒に関する規則は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座の開設)

第51条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設ける。

- ② 公開講座につき必要な事項は、別に定める。

第13章 研究および教育施設

第52条 本学に研究、教育の充実および発展のために必要な施設を置く。

- ② 前項の施設に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 厚生および補導施設

第53条 本学に厚生および補導のための施設を置く。

- 1 学生寮
- 2 学生相談室
- 3 保健室
- 4 ゲストハウス
- 5 合宿所
- 6 食堂

- ② 前項の施設に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本学則の改正は、教授会における審議を必要とする。
- 2 本学則は、文部大臣の認可の日（1983年1月17日）から施行する。
- 3 本学則第2条第2項、第24条第1号別表1および第2号別表2、3、4、第27条第1号別表5および第2号別表6ならびに第37条の改正条項は、1988年4月1日から施行する。
- 4 本学則第36条第1項（入学金）および第37条（授業料）は、1989年度入学生から適用する。
- 5 本学則第26条第3項の改正条項は、1989年度から、第9条第3号、第24条第2号別表2および別表3、第27条第1号別表5、第35条第1項ならびに第37条の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
- 6 本学則第24条第2号、第26条第3項および第27条第1号の改正条項は、1990年度入学

生から適用する。

- 7 本学則第24条別表1のうち、一般教育科目「日本事情A」、「日本事情B」、「日本事情C」、「日本事情D」および外国語科目全科目については、1991年6月1日から、1990年4月1日以降入学の者に適用する。
- 8 本学則第34条の改正条項は1991年度から、第35条第1項および第38条の改正条項は1992年度入学生から適用、第55条および第56条第1項の改正条項は、1992年度から適用する。
- 9 この規程第5条、第6条、第7条、第27条および第54条第1項第3号の改正条項は1993年度から適用し、第23条、第23条別表1、同条別表2、同条別表3、同条別表4、同条別表5、第24条、第26条、第26条別表6、同条別表7、第34条第1項および第36条の改正条項は、1993年度入学生から適用する。
- 10 本学則第2条第2項、第14条第2項第2号ないし第3号、第22条第1項第3号ないし第4号および第39条の改正条項は、1994年度から適用する。
- 11 本学則第36条および第37条の改正条項は、1995年度入学生から適用する。
- 12 本学則は、文部大臣の認可の日から施行し、第16条、第23条、第24条、第26条、第33条第1項、第35条、第36条、第46条第1項および第47条第1項の改正条項は1996年度入学生から適用し、第43条、第44条および第45条は、1996年度から施行する。
- 13 本学則第6条第1項、同条第2項、第21条第1項、同条第4項、第26条別表10、第30条、第30条の2、第30条の3、第46条、第46条の2および第47条の改正条項は1997年度から、第23条別表1、同別表3、第35条および第36条の改正条項は、1997年度入学生から適用する。
- 14 本学則第36条の改正条項は、1998年度入学生から適用する。
- 15 本学則第23条別表2の改正条項は、1996年度入学生に遡って適用する。
- 16 本学則第2条、第14条および第15条の改正条項は2000年度から施行し、第23条別表2、同別表4および第26条別表9の改正条項は、2000年度入学生から適用する。ただし、第23条別表2、同別表4および第26条別表9の改正条項は、教育職員免許法（同施行規則）の旧法適用学生には、従前の規定を適用する。
- 17 本学則第25条の改正条項は、2000年度入学生から適用する。
- 18 本学則は、文部大臣の認可の日から施行し、第23条、第24条、第25条および第33条ならびに第23条別表1、同別表6および第26条別表12、同別表13改正条項は2000年度入学生から適用し、第45条の改正条項は、2000年度から施行する。
- 19 本学則第28条の改正条項は2000年度から施行し、第25条第5項、第26条別表12、第34条および第35条の改正条項は、2001年度入学生から適用する。ただし、第25条第5項および第26条別表12の改正条項は、2000年度コミュニティ振興学部入学生には、教育職員

免許法別表第一（第5条関係）「備考第5号のロ」を適用することができる。

- 20 本学則第9条および第30条の2の改正条項は、2001年3月26日から施行し、2001年1月6日から適用する。
- 21 本学則第36条の改正条項は、2002年度入学生から適用する。
- 22 本学則第14条第1項の改正条項は、2002年度編入学生から適用する。
- 23 本学則第23条、第25条、第26条および第37条の改正条項は、2003年度入学生から適用する。
- 24 本学則第2条第2項、第9条第7号ないし第9号、第23条、第24条、第25条第6項、第26条および第34条第3項の改正条項は2004年度入学生から適用し、第35条第3項の改正条項は、2004年度編入学生から適用する。
- 25 本学則第1条および第6条の改正条項は、2005年1月1日に遡って施行する。また、第23条別表1は2005年度入学生から適用し、同条別表3および第24条の改正条項は、2004年度入学生に遡って適用する。
- 26 本学則第2条第2項、第23条、第23条別表8ないし別表11、第24条、第25条第6項および第26条の改正条項は、2006年度入学生から適用し、第27条第2項の改正条項は、2006年度から適用する。
- 27 本学則第3条第2項、第8条、第14条第1項、第2項および第3項、第15条、第16条、第22条第1項、第22条の2、第30条第1項、第30条の2第2項、第30条の3第1項および第3項、第32条、第34条、第35条、第36条、第37条、第39条の2および第53条第1項の改正条項は、2006年度から適用する。
- 28 本学則第41条、第42条、第43条および第44条の改正条項は、2007年4月1日から適用する。
- 29 本学則第2条第2項、第23条、第23条別表1ないし別表14、第24条、第25条第6項および第26条別表15ないし別表17の改正条項は、2008年度入学生から適用する。
- 30 本学則第1条、第1条の2、第2条の2、第2条の3、第12条、第13条、第13条の2、第13条の3および第31条の改正条項は、2008年度から適用し、第23条、同別表5、同別表6、同別表7、同別表10、第24条、第25条第6項ないし第9項、第26条別表15、第36条および第37条の別表学費一覧ならびに第40条の改正条項は、2008年度入学生から適用する。
- 31 本学則第23条別表4、別表5、別表7は、2008年度入学生に遡って適用し、第23条別表14は、2009年度入学生から適用する。
- 32 本学則の全文表記見直しに伴う改正は、2009年4月1日から適用し、第9条の改正条項および第23条別表12は、2009年度入学生から適用する。
- 33 本学則第23条、第23条別表4、別表9、別表11、別表12、別表13、第24条および第26

条別表15の改正は、2010年度入学生から適用する。

34 本学則第25条の改正条項は、2011年度入学生から適用する。

35 本学則第23条別表9、第25条および第26条別表17の改正条項は、2012年度入学生から適用する。

36 本学則第2条第2項、第2条の2、第2条の3、第23条別表1から別表14まで、第23条の2別表15、第24条、第25条第8項、第26条別表16から別表18まで、第28条の2および第31条第1項の改正条項は、2013年度入学生から適用する。

37 本学則第9条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条の2、第43条、第44条、第46条、第46条の2、第47条、第48条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条および附則第1号の変更は、2015年4月1日から適用し、第23条別表9の改正は、2014年度入学生から適用する。

38 本学則第2条の2、第2条の3、第3条、第3条の2、第23条、第23条別表1から別表14まで、第24条、第32条の改正条項は、2016年度入学生から適用し、第53条の改正条項は2016年4月1日から適用する。

39 本学則第2条、第2条の2、第2条の3、第23条、第23条別表1、別表5および別表7から別表13まで、第24条、第25条、第26条、第26条別表15から別表17まで、第28条、第33条、および第35条別表18の改正条項は、2017年度入学生から適用する。

なお、第2条に規定する学生定員は、2016年度から2020年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度		
		入 学 定 員	第3 学 年 編 入 定 員	収 容 定 員												
人間科学部	心理学科	90	5名	370	90	5名	370	90	5名	370	90	—	365	90	—	360
		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
	教育学科	30	1名	122	50	1名	142	50	1名	162	50	2名	183	50	2名	204
		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
	现代社会学科	10	1名	42	16	1名	48	16	1名	54	16	2名	61	16	2名	68
		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
		80	4名	328	90	4名	338	90	4名	348	90	—	354	90	—	360
		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

	コミュニケーション学科	80 名	4名 名	328 名	70 名	4名 名	318 名	70 名	4名 名	308 名	70 名	— 名	294 名	70 名	— 名	280 名
	健康栄養学科	80 名	4名 名	328 名	80 名	4名 名	328 名	80 名	4名 名	328 名	80 名	— 名	324 名	80 名	— 名	320 名
国際学部	経営学科	70 名	4名 名	288 名	—	4名 名	218 名	—	4名 名	148 名	—	—	74 名	—	—	—
	英米語学科	60 名	3名 名	246 名	—	3名 名	186 名	—	3名 名	126 名	—	—	63 名	—	—	—
コミュニティ振興学部	コミュニティ文化学科	60 名	6名 名	252 名	—	6名 名	192 名	—	6名 名	132 名	—	—	66 名	—	—	—
	地域政策学科	60 名	6名 名	252 名	—	6名 名	192 名	—	6名 名	132 名	—	—	66 名	—	—	—
	ヒューマンサービス学科	80 名	8名 名	336 名	—	8名 名	256 名	—	8名 名	176 名	—	—	88 名	—	—	—
総合政策学部	経営学科	— —	— —	85 名	—	85 名	85 名	—	170 名	85 名	—	255 名	85 名	—	340 名	
	法律行政学科	— —	— —	75 名	—	75 名	75 名	—	150 名	75 名	—	225 名	75 名	—	300 名	
	総合政策学科	— —	— —	85 名	—	85 名	85 名	—	170 名	85 名	—	255 名	85 名	—	340 名	

40 国際学部およびコミュニティ振興学部は、2017年度から募集停止し、在籍者がいなくなった時をもって廃止する。なお、2016年度以前に入学した者に対しては、入学年度に応じて、従前の学則を適用する。

41 本学則第23条別表3－1の改正条項は2017年度入学生から適用し、第23条別表4、同別表5、同別表8、第25条および第26条別表12の改正条項は2018年度入学生から適用する。

42 本学則第2条、第2条の2、第2条の3、第23条、第23条別表11から別表12、第23条の2別表13、第24条、第25条、第26条、第26条別表14から別表18まで、第33条および第35条別表19の改正条項は、2018年度入学生から適用する。

43 本学則第23条別表2および第25条の改正条項は、2018年度入学生から適用する。

44 本学則第14条の改正条項は、2019年度から適用し、第23条別表3－1、別表3－2および別表5の改正条項は、2019年度入学生から適用する。

45 本学則第23条別表2の授業科目名称の変更は、2018年度入学生から適用する。

- 46 本学則第25条の改正条項は、2018年度入学生から適用する。
- 47 本学則第23条別表3—1および別表3—2の改正条項は、2019年度入学生から適用し、同別表4の改正条項は、2020年度入学生から適用する。
- 48 本学則第23条別表2および第26条別表17の改正条項は、2020年度入学生から適用する。
- 49 本学則第22条の改正条項は、2020年4月1日に遡って適用する。また、第5条の改正条項は、2021年度から適用し、第12条および第23条別表4の改正条項は、2021年度入学生から適用する。
- 50 本学則第23条別表5、別表8、別表9、別表10および第26条別表18の改正条項は、2021年度入学生から適用する。
- 51 本学則第23条の3、第24条および第25条の改正条項は、2021年度から適用する。
- 52 本学則第23条別表1、同別表5、同別表7および同別表11の改正条項は、2022年度入学生から適用する。
- 53 本学則第23条別表12および第24条の改正条項は、2022年度入学生から適用する。
- 54 本学則第23条の改正条項は、2021年11月25日から施行し、2019年度入学生に遡及して適用する。また、第23条別表2の改正条項は、2021年11月25日から施行し、2020年度入学生に遡及して適用する。
- 55 本学則第23条別表3—1、同別表3—2および同別表10の改正条項は、2022年4月1日から施行し、2022年度入学生から適用する。
- 56 本学則第28条、第38条の改正条項は、2022年4月1日から施行する。
- 57 本学則第23条、同別表1、同別表3—1、同別表3—2、同別表4、同別表7、同別表11、第25条、第26条、同別表14、同別表17および同別表18の改正条項は、2023年4月1日から施行し、2023年度入学生から適用する。
- 58 本学則第23条別表7から同別表10の改正条項は、2024年4月1日から施行し、2024年度入学生から適用する。
- 59 本学則第3条の2、第15条、第22条の2および第32条の改正条項は、2024年5月30日から施行し、第14条、第14条の2、第34条、第35条および第39条の2の改正条項は、2025年度編入学生および転入学生から適用する。
- 60 本学則第36条別表19の改正条項は、2025年度入学生から適用する。
- 61 本学則第46条の2第2項の改正条項は、2024年9月26日から施行する。
- 62 本学則第23条別表2の改正条項は、2025年4月1日から施行し、2025年度入学生から適用する。

人間科学部共通科目（教養科目、語学科目、全学基本科目、キャリア教育科目、特別企画科目、学部基本科目）

授業科目の区分			授業科目	授業 の方 法	単位数		備考
					必修	選択	
学部 共通 科目	教養 科目	人文 系	哲学・倫理学	講義		2	
			人間と宗教	講義		2	
			文学	講義		2	
			心理学	講義		2	
			思想史	講義		2	
			歴史学	講義		2	
			地理学	講義		2	
			言語文化論	講義		2	
	社会 系		法学	講義		2	
			日本国憲法	講義		2	
			経済学	講義		2	
			政治学	講義		2	
			社会学	講義		2	
			地域社会論	講義		2	
			文化論	講義		2	
	自然 系		生態学	講義		2	
			物質とエネルギー	講義		2	
			生活と化学	講義		2	
			宇宙の科学	講義		2	
			科学技術論	講義		2	
			科学史	講義		2	
	健康 系		生理学	講義		2	
			心の科学	講義		2	
			公衆衛生と社会	講義		2	
			生命倫理	講義		2	
			生命の科学	講義		2	
			食と健康	講義		2	
	数	情報の科学		講義		2	

理・ 情報 系	情報化と社会	講義	2	
	数学	講義	2	
	パズルと論理	講義	2	
	ウェブデザイン基礎	講義	2	
	ウェブデザイン基礎演習	演習	2	
	グラフィックデザイン基礎演習	演習	2	
	プログラミング基礎演習	演習	2	
実践 系	文献講読	演習	2	
	日本語表現演習	演習	2	
	伝統文化論	講義	2	
	創作文化演習	演習	2	
	芸術鑑賞論	講義	2	
	身体運動の原理	講義	2	
	健康スポーツA	実技	1	
	健康スポーツB	実技	1	
語学科目	英語 I	演習	2	
	英語 II	演習	2	
	英語 III	演習	2	
	英語 IV	演習	2	
	英語 V	演習	2	
	英語 VI	演習	2	
	選択英語A (グラマー)	演習	2	
	選択英語A (リーディング)	演習	2	
	選択英語A (ライティング)	演習	2	
	選択英語B (TOEIC Intermediate)	演習	2	
	選択英語B (英検)	演習	2	
	選択英語B (TOEIC Advanced)	演習	2	
	選択英語C (地球規模の問題とSDGs)	演習	2	
	選択英語C (異文化理解から多文化共生 ～)	演習	2	
	選択英語C (コンテンツ学習特論)	演習	2	
	中国語 I	演習	2	
	中国語 II	演習	2	

	中国語 III	演習	2	
	中国語 IV	演習	2	
	韓国・朝鮮語 I	演習	2	
	韓国・朝鮮語 II	演習	2	
	韓国・朝鮮語 III	演習	2	
	韓国・朝鮮語 IV	演習	2	
	ドイツ語 I	演習	2	
	ドイツ語 II	演習	2	
	ドイツ語 III	演習	2	
	ドイツ語 IV	演習	2	
	フランス語 I	演習	2	
	フランス語 II	演習	2	
	フランス語 III	演習	2	
	フランス語 IV	演習	2	
	スペイン語 I	演習	2	
	スペイン語 II	演習	2	
	スペイン語 III	演習	2	
	スペイン語 IV	演習	2	
	日本語 I	演習	2	
	日本語 II	演習	2	
	日本語 III	演習	2	
	日本語 IV	演習	2	
	日本語 V	演習	2	
	日本語 VI	演習	2	
	日本語 VII	演習	2	
	日本語 VIII	演習	2	
全学基本科目	学びの技法 I	演習	2	
	学びの技法 II	演習	2	
	統計の基礎	講義	2	
	情報の処理 I	演習	2	
	情報の処理 II	演習	2	
キャリア教育科目	キャリア形成と大学	講義	2	
	キャリア形成と産業社会	講義	2	

	キャリア演習 I	演習	2	
	キャリア演習 II	演習	2	
	インターンシップ	演習	2	
特別企画科目	プロジェクトA	演習	4	
	プロジェクトB	演習	4	
	プロジェクトC	演習	2	
	海外研修A	演習	2	
	海外研修B	演習	2	
	海外研修C	演習	2	
学部基本科目	社会調査入門	講義	2	
	人間科学概論	講義	2	

別表2（第23条関係）

人間科学部心理学科（学科専攻科目、卒業研究）

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
				必修	選択	
学科専攻科目	学科	心理学概論	講義	2		
	基本	心理学史	講義	2		
	科目	心理学研究法 I	講義	2		
		心理学研究法 II	講義	2		
		心理学統計法 I	演習		2	
		心理学統計法 II	演習		2	
		心理学実験 I	実験	2		
		心理学実験 II	実験	2		
		基礎・応用心理学実験実習	実習		2	
		臨床心理学実験実習	実習		2	
学科専門科目		名著講読	演習		2	
	学科	知覚・認知心理学（知覚）	講義		2	
	専門	知覚・認知心理学（認知）	講義		2	
	科目	神経・生理心理学	講義		2	
		学習・言語心理学	講義		2	
		応用行動分析学	講義		2	

	発達心理学	講義	2	
	感情・人格心理学	講義	2	
	臨床心理学概論	講義	2	
	健康・医療心理学（健康）	講義	2	
	健康・医療心理学（医療）	講義	2	
	比較心理学	講義	2	
	産業・組織心理学	講義	2	
	人間工学	講義	2	
	環境心理学	講義	2	
	社会・集団・家族心理学（家族）	講義	2	
	社会・集団・家族心理学（社会・集団）	講義	2	
	心理的アセスメント	講義	2	
	心理学的支援法	講義	2	
	福祉心理学	講義	2	
	教育・学校心理学	講義	2	
	精神疾患とその治療	講義	2	
	人体の構造と機能及び疾病	講義	2	
	職場学習の心理学	講義	2	
	司法・犯罪心理学	講義	2	
	障害者・障害児心理学	講義	2	
	公認心理師の職責	講義	2	
	関係行政論	講義	2	
	心理演習	演習	2	
	心理実習	実習	2	
卒業研究	ゼミナールⅠ	演習	2	
	ゼミナールⅡ	演習	2	
	卒業論文Ⅰ	演習	2	
	卒業論文Ⅱ	演習	4	

別表3—1（第23条関係）

人間科学部教育学科初等教育コース（学科共通科目、初等教育コース科目、卒業研究）

授業科目の	授業科目	授業	単位数	備考
-------	------	----	-----	----

区分			の方 法	必修	選択	
学科 共通 科目	学科 基本 科目	教育学概論	講義	2		
		教職入門	講義	2		
		教育社会学	講義	2		
		教育行政・制度・経営論	講義	2		
		教育心理学	講義	2		
		特別支援教育の理論と実践	演習	2		
		カリキュラム論	講義	2		
		教育方法学	講義	2		
		生徒指導・教育相談	講義	2		
		進路指導論	講義	2		
		AI・データサイエンスと教育	講義	2		
		教育者への道Ⅰ	演習	2		
		教育者への道Ⅱ	演習	2		
		学校と教育の歴史	講義		2	
学科 専門 科目	学科 専門 科目	道徳教育の理論と実践	講義		2	
		総合的な学習の時間の指導法	講義		2	
		特別活動論	講義		2	
		ICT教育の理論と方法	演習		2	
		発達心理学	講義		2	
		生涯学習学概論	講義		2	
		地域学校協働論	講義		2	
		教育哲学	講義		2	
		教育の現代的課題	演習		2	
		授業研究	演習		2	
		地域教育探究	演習		2	
		教職の設計Ⅰ	演習		2	
		教職の設計Ⅱ	演習		2	
		教職の設計Ⅲ	演習		2	
実践 科目	実践 科目	介護等の体験	実習		2	
		学校インターンシップA	実習		1	
		学校インターンシップB	実習		1	

		学校インターンシップC	実習	1
		小中教育実習（事前事後指導を含む）	実習	5
		地域学校協働実践演習	演習	2
		教職実践演習（幼小中高）	演習	2
初等 教育 コー ス科 目	幼児 教育 分野	幼児と健康	講義	2
		幼児と人間関係	講義	2
		幼児と環境	講義	2
		幼児と言葉	講義	2
		幼児と表現	演習	2
		保育内容指導法（健康）	演習	2
		保育内容指導法（人間関係）	演習	2
		保育内容指導法（環境）	演習	2
		保育内容指導法（言葉）	演習	2
		保育内容指導法（表現）	演習	2
		保育内容総論	講義	2
		幼児及び児童の理解と指導	講義	2
		幼稚園教育の実際	演習	2
小学 校教 育分 野		初等国語（書写を含む）	講義	2
		初等社会	講義	2
		初等算数	講義	2
		初等理科	演習	2
		初等生活	講義	2
		初等音楽実技Ⅰ	実技	1
		初等音楽実技Ⅱ	実技	1
		音楽理論	講義	2
		初等図画工作	演習	2
		初等家庭	演習	2
		初等体育	実技	1
		初等外国語	講義	2
		初等国語科教育法	演習	2
		小中社会科教育法	演習	2
		初等算数科教育法	演習	2
		初等理科教育法	演習	2

	初等生活科教育法	演習	2	
	初等音楽科教育法	演習	2	
	初等図画工作科教育法	演習	2	
	初等体育科教育法	演習	2	
	初等家庭科教育法	演習	2	
	初等外国語教育法	演習	2	
初等 教育 実践 科目	初等教育実習（事前事後指導を含む）	実習	5	
卒業研究	ゼミナールⅠ	演習	2	
	ゼミナールⅡ	演習	2	
	卒業論文Ⅰ	演習	2	
	卒業論文Ⅱ	演習	4	

別表3—2（第23条関係）

人間科学部教育学科中等教育コース（学科共通科目、中等教育コース科目、卒業研究）

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
				必修	選択	
学科 共通 科目	学科 基本 科目	教育学概論	講義	2		
		教職入門	講義	2		
		教育社会学	講義	2		
		教育行政・制度・経営論	講義	2		
		教育心理学	講義	2		
		特別支援教育の理論と実践	演習	2		
		カリキュラム論	講義	2		
		教育方法学	講義	2		
		生徒指導・教育相談	講義	2		
		進路指導論	講義	2		
		AI・データサイエンスと教育	講義	2		
		教育者への道Ⅰ	演習	2		
		教育者への道Ⅱ	演習	2		

学科	学校と教育の歴史	講義	2	
専門	道徳教育の理論と実践	講義	2	
科目	総合的な学習の時間の指導法	講義	2	
	特別活動論	講義	2	
	ICT教育の理論と方法	演習	2	
	発達心理学	講義	2	
	生涯学習学概論	講義	2	
	地域学校協働論	講義	2	
	教育哲学	講義	2	
	教育の現代的課題	演習	2	
	授業研究	演習	2	
	地域教育探究	演習	2	
	教職の設計Ⅰ	演習	2	
	教職の設計Ⅱ	演習	2	
	教職の設計Ⅲ	演習	2	
実践	介護等の体験	実習	2	
科目	学校インターンシップA	実習	1	
	学校インターンシップB	実習	1	
	学校インターンシップC	実習	1	
	小中教育実習（事前事後指導を含む）	実習	5	
	地域学校協働実践演習	演習	2	
	教職実践演習（幼小中高）	演習	2	
中等	歴史	日本史Ⅰ	講義	2
教育	的分	日本史Ⅱ	講義	2
科	野	東洋史Ⅰ	講義	2
目		東洋史Ⅱ	講義	2
		西洋史Ⅰ	講義	2
		西洋史Ⅱ	講義	2
	地理	地域研究入門	講義	2
	的分	人文地理学Ⅰ	講義	2
	野	人文地理学Ⅱ	講義	2
		自然地理学Ⅰ	講義	2
		自然地理学Ⅱ	講義	2

	地誌	講義	2		
	地域研究（アジア）Ⅰ	講義	2		
	地域研究（アジア）Ⅱ	講義		2	
	地域研究（アメリカ）Ⅰ	講義	2		
	地域研究（アメリカ）Ⅱ	講義		2	
	地域研究（ヨーロッパ）Ⅰ	講義	2		
	地域研究（ヨーロッパ）Ⅱ	講義		2	
公民的分野	法律学（国際法を含む）	講義	2		
	政治学（国際政治を含む）	講義	2		
	経済学（国際経済を含む）	講義	2		
	哲学概論	講義	2		
	倫理学概論	講義	2		
中等教育分野	中等社会科・地歴科教育法Ⅰ	演習		2	
	中等社会科・地歴科教育法Ⅱ	演習		2	
	中等社会科・公民科教育法Ⅰ	演習		2	
	中等社会科・公民科教育法Ⅱ	演習		2	
中等教育実践科目	中等教育実習（事前事後指導を含む）	実習		5	
卒業研究	ゼミナールⅠ	演習	2		
	ゼミナールⅡ	演習	2		
	卒業論文Ⅰ	演習	2		
	卒業論文Ⅱ	演習	4		

別表4（第23条関係）

人間科学部現代社会学科（学科専攻科目、卒業研究）

授業科目の区分		授業科目	授業の方 法	単位数		備考
				必修	選択	
学科専攻科目	学科基本科目	現代社会論	講義	2		
		社会学概論Ⅰ	講義	2		
		社会学概論Ⅱ	講義	2		

		社会学史	講義	2	
		社会学研究法	講義	2	
		社会学基礎演習 I	演習	2	
		社会学基礎演習 II	演習	2	
		社会学応用演習	演習	4	
学科	方法	社会調査法 I	講義	2	
専門	論・	社会調査法 II	講義		2
科目	デー	社会調査法演習	演習		2
	タサ	社会統計学	講義		2
	イエ	量的データの扱い方	演習		2
	ンス	質的データの扱い方	演習		2
	領域	社会調査実習	実習		6
		データサイエンス概論	講義		2
		データサイエンス各論A	講義		2
		データサイエンス各論B	講義		2
		データ分析演習	演習		4
		地理学特論A	講義		2
		地理学特論B	講義		2
		地理学特論C	講義		2
家		家族社会学	講義		2
族・		産業・労働社会学	講義		2
福祉		保健・医療社会学	講義		2
社会		ライフコースの社会学	講義		2
領域		消費社会論	講義		2
		社会福祉の原理と政策	講義		2
		社会保障	講義		2
		児童・家庭福祉	講義		2
		高齢者福祉	講義		2
		ソーシャルワークの理論と方法	講義		2
		民事法	講義		2
		家族・福祉社会特講	講義		2
公		地域社会学	講義		2
共・		都市社会学	講義		2

地域 社会 領域	農村社会学	講義	2	
	国際社会学	講義	2	
	エスニシティの社会学	講義	2	
	公共性の社会学	講義	2	
	環境社会学	講義	2	
	テクノロジーの社会学	講義	2	
	災害社会学	講義	2	
	犯罪社会学	講義	2	
	刑法	講義	2	
	交通地理学	講義	2	
文化 研究 領域	地域研究特講	講義	2	
	文化社会学	講義	2	
	宗教社会学	講義	2	
	社会人類学	講義	2	
	スポーツ社会学	講義	2	
	スポーツ人類学	講義	2	
	スポーツ社会学演習	演習	4	
	都市地理学	講義	2	
	村落地理学	講義	2	
	社会史	講義	2	
	村落史	講義	2	
	民俗学	講義	2	
関連科目	文化研究特講	講義	2	
	法律学（国際法を含む）	講義	2	
	政治学（国際政治を含む）	講義	2	
	経済学（国際経済を含む）	講義	2	
	哲学概論	講義	2	
	倫理学概論	講義	2	
	人文地理学 I	講義	2	
卒業研究	自然地理学 I	講義	2	
	ゼミナール I	演習	2	
	ゼミナール II	演習	2	
卒業論文 I		演習	2	

別表 5（第23条関係）

人間科学部コミュニケーション学科（学科専攻科目、卒業研究）

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
				必修	選択	
学科専攻科目	学科基本科目	コミュニケーション学入門	講義	2		
		多文化共生論	講義	2		
		メディアリテラシー論	講義	2		
		コミュニケーション研究法	講義	2		
研究の基礎	コミュニケーション研究の基礎	マス・コミュニケーション論	講義		2	
		ソーシャルメディア論	講義		2	
		社会心理学 I	講義		2	
		社会心理学 II	講義		2	
		コミュニケーション研究史	講義		2	
		異文化間コミュニケーション	講義		2	
		社会言語学概論	講義		2	
		コミュニケーション演習	演習		2	
		コミュニケーション実習	実習		2	
文化の表現と発信	文化の表現と発信	デザイン概論	講義		2	
		大衆文化論	講義		2	
		ウェブデザイン論	講義		2	
		メディア表現基礎	演習		2	
		グラフィックデザイン演習	演習		2	
		映像演習	演習		2	
		ウェブデザイン演習	演習		2	
		プログラミング演習	演習		2	
		文化デザイン演習 I	演習		2	
		文化デザイン演習 II	演習		2	
文化交流と言語コミュニケーション	文化交流と言語コミュニケーション	異文化理解	講義		2	
		アメリカ文化研究	講義		2	
		イギリス文化研究	講義		2	
		言語学概論	講義		2	

ーション	AIと言語	講義	2	
	日本語教育学概論	講義	2	
	日本語教授法	講義	2	
	Speaking for International Communication	講義	2	
	Discussing Current Issues	演習	2	
	英語コミュニケーション演習Ⅰ	演習	2	
	英語コミュニケーション演習Ⅱ	演習	2	
	日本語教育実習	実習	2	
英語と英語教育	英語学	講義	2	
	英語文学	講義	2	
	イギリス文学	講義	2	
	アメリカ文学	講義	2	
	英語表現演習Ⅰ	演習	2	
	英語表現演習Ⅱ	演習	2	
	英語表現演習Ⅲ	演習	2	
	英語表現演習Ⅳ	演習	2	
関連科目	地域研究入門	講義	2	
	地域研究（アジア）Ⅰ	講義	2	
	地域研究（アジア）Ⅱ	講義	2	
	地域研究（アメリカ）Ⅰ	講義	2	
	地域研究（アメリカ）Ⅱ	講義	2	
	地域研究（ヨーロッパ）Ⅰ	講義	2	
	地域研究（ヨーロッパ）Ⅱ	講義	2	
	地域文化資源と観光	講義	2	
	観光外国語	講義	2	
	国際法	講義	2	
	国際政治	講義	2	
	国際社会学	講義	2	
卒業研究	ゼミナールⅠ	演習	2	
	ゼミナールⅡ	演習	2	
	卒業論文Ⅰ	演習	2	
	卒業論文Ⅱ	演習	4	

別表 6 (第23条関係)

人間科学部健康栄養学科 (学科基本科目、学科専攻科目、卒業研究)

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
				必修	選択	
学 科 基 本 科 目	社会・環境と健康	社会福祉概論	講義	2		
		介護と食生活論	講義	2		
		公衆衛生学 I	講義	2		
		公衆衛生学 II	講義	2		
		公衆衛生学実習	実習	1		
	人体の構造と機能および疾病の成り立ち	生化学	講義	2		
		生化学実験	実験	1		
		運動生理学	講義	2		
		運動生理学実習	実習	1		
		解剖生理学	講義	2		
		解剖生理学実験	実験	1		
		病理学	講義	2		
		臨床医学 I	講義	2		
		臨床医学 II	講義	2		
		病原微生物学	講義	2		
		微生物学実験	実験	1		
食べ物と健康	食べ物と健康	食品学	講義	2		
		食品学実験 I	実験	1		
		食品学実験 II	実験	1		
		食品機能学	講義	2		
		食品衛生学	講義	2		
		食品衛生学実験	実験	1		
		調理学	講義	2		
		調理学実習 I	実習	1		
		調理学実習 II	実習	1		
学 科 専 攻	基礎栄養学科	基礎栄養学 I	講義	2		
		基礎栄養学 II	講義	2		
		栄養学実験	実験	1		
	応用栄養	応用栄養学 I	講義	2		

科 目	養学科 目	応用栄養学 II	講義	2			
		応用栄養学 III	講義	2			
		応用栄養学実習 I	実習	1			
		応用栄養学実習 II	実習	1			
栄養教 育科目	栄養教育論 I	講義	2				
	栄養教育論 II	講義	2				
	栄養教育論 III	講義	2				
	栄養教育論実習	実習	1				
臨床栄 養学科 目	臨床栄養学 I	講義	2				
	臨床栄養学 II	講義	2				
	臨床栄養学 III	講義	2				
	臨床栄養学実習 I	実習	1				
	臨床栄養学実習 II	実習	1				
	臨床検査概論	講義	2				
公衆栄 養学科 目	公衆栄養学 I	講義	2				
	公衆栄養学 II	講義	2				
	公衆栄養学実習	実習	1				
給食経 営管理 科目	給食経営管理論 I	講義	2				
	給食経営管理論 II	講義	2				
	給食経営管理実習	実習	1				
総合演 習科目	総合演習 I	演習	1				
	総合演習 II	演習	1				
臨地実 習科目	臨床栄養臨地実習	実習	2				
	公衆栄養臨地実習	実習	1				
	給食経営管理臨地実習	実習	1				
関連科 目	分子栄養学	講義		2			
	臨床薬理学	講義		2			
	臨床栄養情報論	講義		2			
	運動療法論	講義		2			
	スポーツ栄養学	講義		2			
	食品開発論	講義		2			
	プレゼンテーション演習	演習		2			
	学校栄養教育論 I	講義		2			

	学校栄養教育論 II	講義	2	
	管理栄養士演習 I	演習	2	
	管理栄養士演習 II	演習	2	
卒業研究	ゼミナール I	演習	1	
	ゼミナール II	演習	1	
	卒業研究 I	演習	1	
	卒業研究 II	演習	1	

別表 7 (第23条関係)

総合政策学部共通科目（教養科目、語学科目、全学基本科目、キャリア教育科目、特別企画科目、学部基本科目）

授業科目の区分			授業科目	授業の方法	単位数		備考
					必修	選択	
学 部 共 通 科 目	教 養 科 目	人文系	哲学・倫理学	講義		2	
			人間と宗教	講義		2	
			文学	講義		2	
			心理学	講義		2	
			思想史	講義		2	
			歴史学	講義		2	
			地理学	講義		2	
			言語文化論	講義		2	
	社会系		法学	講義		2	
			日本国憲法	講義		2	
			経済学	講義		2	
			政治学	講義		2	
			社会学	講義		2	
			地域社会論	講義		2	
			文化論	講義		2	
自然系			生態学	講義		2	
			物質とエネルギー	講義		2	
			生活と化学	講義		2	
			宇宙の科学	講義		2	
			科学技術論	講義		2	

	科学史	講義	2	
健 康 系	生理学	講義	2	
	心の科学	講義	2	
	公衆衛生と社会	講義	2	
	生命倫理	講義	2	
	生命の科学	講義	2	
	食と健康	講義	2	
数 理 ・ 情 報 系	情報の科学	講義	2	
	情報化と社会	講義	2	
	数学	講義	2	
	パズルと論理	講義	2	
	ウェブデザイン基礎	講義	2	
	ウェブデザイン基礎演習	演習	2	
	グラフィックデザイン基礎演習	演習	2	
	プログラミング基礎演習	演習	2	
実 践 系	文献講読	演習	2	
	日本語表現演習	演習	2	
	伝統文化論	講義	2	
	創作文化演習	演習	2	
	芸術鑑賞論	講義	2	
	身体運動の原理	講義	2	
	健康スポーツA	実技	1	
	健康スポーツB	実技	1	
語学科 目	英語 I	演習	2	
	英語 II	演習	2	
	英語 III	演習	2	
	英語 IV	演習	2	
	英語 V	演習	2	
	英語 VI	演習	2	
	選択英語A（グラマー）	演習	2	
	選択英語A（リーディング）	演習	2	
	選択英語A（ライティング）	演習	2	
	選択英語B（TOEIC Intermediate）	演習	2	

選択英語B（英検）	演習	2
選択英語B（TOEIC Advanced）	演習	2
選択英語C（地球規模の問題とSDGs）	演習	2
選択英語C（異文化理解から多文化共生へ）	演習	2
選択英語C（コンテンツ学習特論）	演習	2
中国語Ⅰ	演習	2
中国語Ⅱ	演習	2
中国語Ⅲ	演習	2
中国語Ⅳ	演習	2
韓国・朝鮮語Ⅰ	演習	2
韓国・朝鮮語Ⅱ	演習	2
韓国・朝鮮語Ⅲ	演習	2
韓国・朝鮮語Ⅳ	演習	2
ドイツ語Ⅰ	演習	2
ドイツ語Ⅱ	演習	2
ドイツ語Ⅲ	演習	2
ドイツ語Ⅳ	演習	2
フランス語Ⅰ	演習	2
フランス語Ⅱ	演習	2
フランス語Ⅲ	演習	2
フランス語Ⅳ	演習	2
スペイン語Ⅰ	演習	2
スペイン語Ⅱ	演習	2
スペイン語Ⅲ	演習	2
スペイン語Ⅳ	演習	2
日本語Ⅰ	演習	2
日本語Ⅱ	演習	2
日本語Ⅲ	演習	2
日本語Ⅳ	演習	2
日本語Ⅴ	演習	2
日本語Ⅵ	演習	2
日本語Ⅶ	演習	2

	日本語VIII	演習	2	
全学基 本科目	学びの技法 I	演習	2	
	学びの技法 II	演習	2	
	統計の基礎	講義	2	
	情報の処理 I	演習	2	
	情報の処理 II	演習	2	
キャリ ア教育 科目	キャリア形成と大学	講義	2	
	キャリア形成と産業社会	講義	2	
	キャリア演習 I	演習	2	
	キャリア演習 II	演習	2	
	インターンシップ	演習	2	
特別企 画科目	プロジェクトA	演習	4	
	プロジェクトB	演習	4	
	プロジェクトC	演習	2	
	海外研修A	演習	2	
	海外研修B	演習	2	
	海外研修C	演習	2	
学部基 本科目	総合政策入門	講義	2	

別表8（第23条関係）

総合政策学部経営学科（学科専攻科目、卒業研究）

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
				必修	選択	
学 科 専 攻 科 目	学科基 本科目	経営学概論	講義	2		
		国際経済学	講義		2	
		マーケティング基礎論	講義	2		
		消費者行動論	講義	2		
		簿記原理 I	講義	2		
		簿記原理 II	講義	2		
		経営者論	講義	2		
		キャリア開発論	講義	2		
		国際ビジネス論	講義	2		

	ビジネス基礎演習	演習	4	
	ビジネス専門演習	演習	4	
	能力開発演習	演習	2	
	基礎ゼミナール	演習	2	
経営・マネジメント分野	経営学特論	講義	2	
	経営戦略論	講義	2	
	経営組織論	講義	2	
	企業論	講義	2	
	企業倫理	講義	2	
	人事労務管理論	講義	2	
	中小企業経営論	講義	2	
	ベンチャービジネス論	講義	2	
	国際経営論	講義	2	
商業・マーケティング分野	サービス産業論	講義	2	
	広告論	講義	2	
	観光経営論	講義	2	
	商品戦略論	講義	2	
	流通産業論	講義	2	
	ICTマーケティング	演習	2	
	ビジネスICT演習	演習	2	
	マーケティング演習	演習	4	
財務・会計分野	ファイナンス基礎論	講義	2	
	会計学概論	講義	2	
	金融概論	講義	2	
	経営分析論	講義	2	
	管理会計論	講義	2	
	中級簿記	講義	2	
	工業簿記	講義	2	
	上級簿記	講義	2	
	原価計算論	講義	2	
	財務管理論	講義	2	
	地域金融論	講義	2	
	地域金融システム論	講義	2	

関連科目	秘書学概論	講義	2	
	秘書学演習	演習	2	
	ビジネス英語 I	講義	2	
	ビジネス英語 II	講義	2	
	職業指導論	講義	2	
卒業研究	ゼミナール I	演習	2	
	ゼミナール II	演習	2	
	卒業論文 I	演習	2	
	卒業論文 II	演習	2	
	卒業論文 III	演習	2	

別表9（第23条関係）

総合政策学部法律行政学科（学科専攻科目、卒業研究）

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
				必修	選択	
学科専攻科目	学科基本科目	法律行政学概論	講義	2		
		法学原論	講義	2		
		憲法 I	講義	2		
		民法 I	講義	2		
		民法 II	講義	2		
		刑法 I	講義	2		
		行政法 I	講義	2		
		刑事訴訟法	講義		2	
		民事訴訟法	講義		2	
		国際法	講義	2		
		政治学原論	講義	2		
		政治制度	講義	2		
		国際政治	講義	2		
		行政学	講義	2		
法律行		地方自治論	講義	2		
		自治体経営論	講義	2		
		基礎ゼミナール	演習	2		
		憲法 II	講義		2	

政分野	民法Ⅲ	講義	2	
	民法Ⅳ	講義	2	
	商法Ⅰ	講義	2	
	商法Ⅱ	講義	2	
	労働法	講義	2	
	行政法Ⅱ	講義	2	
	政策法務論	講義	2	
	国際私法	講義	2	
	外国法	講義	2	
	法制史	講義	2	
	法律行政学特論	講義	2	
	法律行政実務演習Ⅰ	演習	2	
	法律行政実務演習Ⅱ	演習	2	
	法律行政実務演習Ⅲ	演習	2	
社会安全分野	リスク社会論	講義	2	
	刑法Ⅱ	講義	2	
	犯罪学	講義	2	
	刑事政策	講義	2	
	被害者学	講義	2	
	警察法	講義	2	
	消防の法と理論	講義	2	
	防衛法	講義	2	
	少年法	講義	2	
	消費者法	講義	2	
	危機管理政策	講義	2	
	防災概論（消防と防災）	講義	2	
	社会安全政策演習Ⅰ	演習	2	
	社会安全政策演習Ⅱ	演習	2	
	社会安全政策演習Ⅲ	演習	2	
関連科目	経済学原論	講義	2	
	哲学概論	講義	2	
	倫理学概論	講義	2	
卒業研究	ゼミナールⅠ	演習	2	

ゼミナールⅡ	演習	2		
卒業論文Ⅰ	演習	2		
卒業論文Ⅱ	演習	2		
卒業論文Ⅲ	演習	2		

別表10（第23条関係）

総合政策学部総合政策学科（学科専攻科目、卒業研究）

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
				必修	選択	
学科専攻科目	学科基本科目	総合政策学概論	講義	2		
		政治学原論	講義	2		
		経済学原論	講義	2		
		法学原論	講義	2		
		行政学原論	講義	2		
		環境学入門	講義	2		
		観光学入門	講義	2		
		文化情報学入門	講義	2		
		フィールドワーク入門	演習	2		
		基礎ゼミナール	演習	2		
		フィールドワークA	演習		2	
		フィールドワークB	演習		2	
政治経済分野		現代日本政治	講義	2		
		公共政策論	講義	2		
		政策過程論	講義		2	
		憲法	講義		2	
		国際関係論	講義		2	
		自治体経営論	講義		2	
		まちづくり論	講義		2	
		自治体政策論	講義		2	
		都市政策論	講義		2	
		危機管理政策論	講義		2	
		現代日本経済	講義	2		
		地域経済論	講義	2		

		国際経済学	講義	2	
		政治経済学	講義	2	
		金融政策論	講義	2	
政策分野	環境系	地域環境論	講義	2	
		環境政策論	講義	2	
		開発と環境保全	講義	2	
		環境地理学演習	演習	2	
		環境教育論	講義	2	
		市民活動論	講義	2	
観光系	地域観光産業	講義	2		
	観光ビジネス実務総論	講義	2		
	観光情報論	講義	2		
	観光地理学	講義	2		
	旅行業法・旅行業約款	講義	2		
	観光ビジネス実務演習	演習	2		
文化情報系	観光外国語	講義	2		
	国内旅行実務	演習	2		
	デジタルアーカイブ活用論	講義	2		
	デジタルアーカイブメディア論	講義	2		
	デジタルアーカイブ選定評価	講義	2		
関連科目	文化情報政策論	講義	2		
	デジタルアーカイブ実習	実習	2		
卒業研究	哲学概論	講義	2		
	倫理学概論	講義	2		
	ゼミナール I	演習	2		
	ゼミナール II	演習	2		
	卒業論文 I	演習	2		
	卒業論文 II	演習	2		
	卒業論文 III	演習	2		

別表11（第23条関係）

看護学部共通科目（教養科目、語学科目、全学基本科目、キャリア教育科目、特別企画科目）

授業科目の区分			授業科目	授業の方法	単位数		備考
					必修	選択	
学部共通科目	教養科目	人文系	哲学・倫理学	講義		2	
			人間と宗教	講義		2	
			文学	講義		2	
			心理学	講義		2	
			思想史	講義		2	
			歴史学	講義		2	
			地理学	講義		2	
			言語文化論	講義		2	
			法学	講義		2	
			日本国憲法	講義		2	
自然系	健康系	社会系	経済学	講義		2	
			政治学	講義		2	
			社会学	講義		2	
			地域社会論	講義		2	
			文化論	講義		2	
			生態学	講義		2	
			物質とエネルギー	講義		2	
			生活と化学	講義		2	
			宇宙の科学	講義		2	
			科学技術論	講義		2	
数理・情報	・情報		科学史	講義		2	
			生理学	講義		2	
			心の科学	講義		2	
			生命倫理	講義	2		
			生命の科学	講義		2	
			食と健康	講義		2	
			情報の科学	講義		2	
			情報化と社会	講義		2	
			数学	講義		2	
			パズルと論理	講義		2	
			ウェブデザイン基礎	講義		2	

	系	ウェブデザイン基礎演習	演習	2
		グラフィックデザイン基礎演習	演習	2
		プログラミング基礎演習	演習	2
実践系	文献講読	演習		2
	日本語表現演習	演習		2
	伝統文化論	講義		2
	創作文化演習	演習		2
	芸術鑑賞論	講義		2
	身体運動の原理	講義		2
	健康スポーツA	実技		1
	健康スポーツB	実技		1
語学科目	英語 I	演習	2	
	英語 II	演習	2	
	英語 III	演習	2	
	英語 IV	演習	2	
	英語 V	演習		2
	英語 VI	演習		2
	選択英語A (グラマー)	演習		2
	選択英語A (リーディング)	演習		2
	選択英語A (ライティング)	演習		2
	選択英語B (TOEIC Intermediate)	演習		2
	選択英語B (英検)	演習		2
	選択英語B (TOEIC Advanced)	演習		2
	選択英語C (地球規模の問題とSDGs)	演習		2
	選択英語C (異文化理解から多文化共生へ)	演習		2
	選択英語C (コンテンツ学習特論)	演習		2
	中国語 I	演習		2
	中国語 II	演習		2
	中国語 III	演習		2
	中国語 IV	演習		2
	韓国・朝鮮語 I	演習		2
	韓国・朝鮮語 II	演習		2

	韓国・朝鮮語Ⅲ	演習	2	
	韓国・朝鮮語Ⅳ	演習	2	
	ドイツ語Ⅰ	演習	2	
	ドイツ語Ⅱ	演習	2	
	ドイツ語Ⅲ	演習	2	
	ドイツ語Ⅳ	演習	2	
	フランス語Ⅰ	演習	2	
	フランス語Ⅱ	演習	2	
	フランス語Ⅲ	演習	2	
	フランス語Ⅳ	演習	2	
	スペイン語Ⅰ	演習	2	
	スペイン語Ⅱ	演習	2	
	スペイン語Ⅲ	演習	2	
	スペイン語Ⅳ	演習	2	
	日本語Ⅰ	演習	2	
	日本語Ⅱ	演習	2	
	日本語Ⅲ	演習	2	
	日本語Ⅳ	演習	2	
	日本語Ⅴ	演習	2	
	日本語Ⅵ	演習	2	
	日本語Ⅶ	演習	2	
	日本語Ⅷ	演習	2	
全学基 本科目	学びの技法Ⅰ	演習	2	
	学びの技法Ⅱ	演習	2	
	統計の基礎	講義	2	
	情報の処理	演習	2	
キャリ ア教育 科目	キャリア形成と大学	講義	2	
	キャリア形成と産業社会	講義	2	
	キャリア演習Ⅰ	演習	2	
	キャリア演習Ⅱ	演習	2	
	インターンシップ	演習	2	
特別企 画科目	プロジェクトA	演習	4	
	プロジェクトB	演習	4	

	プロジェクトC	演習	2	
	海外研修A	演習	2	
	海外研修B	演習	2	
	海外研修C	演習	2	

別表12（第23条関係）

看護学部看護学科（学科基礎科目、学科専門科目）

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
				必修	選択	
学 科 基 礎 科 目	人間の身体と生命科学分野	人体の構造と機能Ⅰ	講義	2		
		人体の構造と機能Ⅱ	講義	3		
		人体の構造と機能Ⅲ	講義	1		
		栄養学	講義	2		
		感染と免疫	講義	2		
		臨床薬理学	講義	2		
		臨床病理学	講義	1		
		疾病と治療論Ⅰ	講義	2		
		疾病と治療論Ⅱ	講義	2		
		疾病と治療論Ⅲ	講義	2		
人間のこころと行動科学分野	人間のこころと行動科学分野	疾病と治療論Ⅳ	講義	2		
		生涯人間発達心理	講義	1		
		臨床心理学	講義		1	
		人間関係論	講義	1		
		カウンセリング論	講義		1	
		健康行動とヘルスプロモーション	演習	1		
人間の社会と環境科学分野	人間の社会と環境科学分野	医療問題解決方法	演習	1		
		公衆衛生学	講義	1		
		疫学	講義	2		
		保健医療福祉行政論	講義	2		
		保健医療福祉行政論演習	演習		1	
		保健統計学	講義		2	
学	看護の	家族と社会	講義		1	
		看護職への道Ⅰ（看護職の学びの基盤）	演習	1		

科 専 門 科 目	基盤	看護学概論	講義	2		
		看護倫理	講義	1		
		看護管理とチームアプローチ	講義	1		
		ヘルスアセスメント	演習	1		
		情報と看護展開 I (基礎)	演習	1		
		基礎看護援助技術 I (生活援助技術)	演習	2		
		基礎看護援助技術 II (診療に伴う技術)	演習	2		
		基礎看護学実習 I (看護職の理解)	実習	1		
		基礎看護学実習 II (援助の実践)	実習	1		
		基礎看護学実習 III (看護の展開)	実習	2		
生涯發 達と看 護		成人・高齢者看護学概論	講義	1		
		成人・高齢者看護援助 I (慢性期・終末期)	演習	3		
		成人・高齢者看護援助 II (クリティカル・周手術期)	演習	2		
		小児看護学概論	講義	1		
		小児看護援助	演習	2		
		母性看護学概論	講義	1		
		母性看護援助	演習	2		
		情報と看護展開 II (応用)	演習	2		
		看護展開導入演習	演習	1		
		成人・高齢者看護学実習 I (慢性期・終末期)	実習	3		
		成人・高齢者看護学実習 II (クリティカル・周手術期)	実習	3		
		成人・高齢者看護学実習 III (療養生活支援)	実習	2		
		小児看護学実習	実習	2		
		母性看護学実習	実習	2		
コ ミ ュ ニ テ イ と 看 護		異文化と看護	講義	1		
		国際看護	講義	1		
		健康教育論	講義	1		
		健康教育演習	演習		1	

	精神看護学概論	講義	1	
	精神看護援助	演習	2	
	精神看護学実習	実習	2	
	地域・在宅看護学概論	講義	1	
	地域・在宅看護援助 I (地域看護)	演習	1	
	地域・在宅看護援助 II (在宅看護・家族看護)	演習	2	
	地域・在宅看護学実習 I (地域看護活動)	実習	1	
	地域・在宅看護学実習 II (在宅看護活動)	実習	2	
	公衆衛生看護学概論 I (歴史・主要概念)	講義	1	
	公衆衛生看護学概論 II (対象・方法)	講義	1	
	公衆衛生看護論	講義		2
	公衆衛生看護管理論	講義		1
	産業保健	講義		1
	学校保健	講義		2
	公衆衛生看護学実習 I (広域保健活動)	実習		3
	公衆衛生看護学実習 II (市町村保健活動)	実習		2
	養護概説	講義		2
	健康相談活動	講義		2
看護の統合と発展	地域包括ケア演習	演習	1	
	看護の質改善	講義	1	
	海外看護研修	演習		2
	課題探究方法論	講義	1	
	看護課題の探究	演習	2	
	看護展開統合演習	演習	2	
	統合実習	実習	2	
	看護職への道 II (看護職への橋渡し)	講義	1	

別表13（第23条の2関係）

留学生対象科目

授業科目の区分	授業科目	授業の方法	単位数		備考
			必修	選択	
留学生対象科目	日本事情 I	講義	2		
	日本事情 II	講義	2		
	日本事情 III	講義	2		
	日本研究 I	講義	2		
	日本研究 II	講義	2		
	日本研究 III	講義	2		
	日本研究 IV	講義	2		
	日本研究 V	講義	2		

別表14（第26条関係）

教職関連科目

授業科目の区分	授業科目	授業の方法	資格取得に係る履修基準および単位数		備考
			必修	選択	
教職関連科目	中等英語科教育法 I	講義		2	
	中等英語科教育法 II	講義		2	
	中等英語科教育法 III	講義		2	
	中等英語科教育法 IV	講義		2	
	商業科教育法 I	講義		2	
	商業科教育法 II	講義		2	
	栄養教育実習（事前事後指導を含む）	実習		2	
	教職実践演習（栄養）	演習		2	
	養護実習（事前事後指導を含む）	実習		5	
	教職実践演習（養護）	演習		2	

別表15（第26条関係）

司書教諭関連科目

授業科目の区分	授業科目	授業の方法	卒業要件に係る	資格取得に係る履修基準お	備考

			る履修 基準	より単位数		
				必修	選択	
司書教諭関連科目	学校経営と学校図書館	講義	自由	2		
	学校図書館メディアの構成	講義	自由	2		
	学習指導と学校図書館	講義	自由	2		
	読書と豊かな人間性	講義	自由	2		
	情報メディアの活用	講義	自由	2		

別表16（第26条関係）

司書関連科目

授業科目的区分	授業科目	授業の方法	卒業要件に係る履修基準	資格取得に係る履修基準および単位数		備考
				必修	選択	
司書関連科目	生涯学習学概論	講義	自由	2		
	図書館概論	講義	自由	2		
	図書館制度・経営論	講義	自由	2		
	図書館情報技術論	講義	自由	2		
	図書館サービス概論	講義	自由	2		
	情報サービス論	講義	自由	2		
	児童サービス論	講義	自由	2		
	情報サービス演習A	演習	自由	1		
	情報サービス演習B	演習	自由	1		
	図書館情報資源概論	講義	自由	2		
	情報資源組織論	講義	自由	2		
	情報資源組織演習A	演習	自由	1		
	情報資源組織演習B	演習	自由	1		
	図書館情報資源特論	講義	自由		1	
	図書・図書館史	講義	自由		1	
	図書館施設論	講義	自由		1	
	図書館実習	実習	自由		1	

別表17 削除

別表18 削除

別表19（第35条、第36条、第37条関係）

学費一覧

(単位：円)

	人間科学部	総合政策学部	看護学部
入学金	250,000	250,000	250,000
授業料 (年額)	740,000	740,000	1,000,000
実験実習費 (年額)	〈心理学科・教育学科〉 40,000 〈現代社会学科・コミュニケーション学科〉 30,000 〈健康栄養学科〉 120,000	30,000	270,000
施設拡充費 (年額)	300,000	300,000	300,000